

**令和5年度 横浜都心部水上交通社会実験 春爛漫・横浜クルーズ2024  
募集要項**

## 1. 趣旨

よこはま都心部水上交通実行委員会（以下、「委員会」という。）では、平成25年度から横浜都心部において、内港地区と河川を結ぶ水上交通社会実験を実施し、水上交通のニーズ調査や認知度向上に向けた事業PR等の取組により、水上交通の活性化を目指しています。

民間事業者や団体（以下、「事業者等」という）による水上交通の活性化を引き続き目指すため、桜の時期の横浜ならではのクルーズ事業を一体的に広報・PRする「春爛漫・よこはまクルーズ2024」を実施します。

## 2. 目的

横浜日ノ出棧橋、大岡川桜棧橋及びピア日本丸等、大岡川水系の親水施設を活用するなど、内港地区に加えて河川を舞台として水上交通を実施する市内の事業者等（動力船・非動力船は問わない。）を募集します。

事業者等の取組を一体的にとりまとめ、市民や来街者に広く広報・PRすることで、水上交通への関心や認知度を高め、横浜都心部における水上交通の更なる活性化を目指します。

## 3. 募集内容

委員会では、応募のあった事業者等（以下、「応募者」という。）の実施する水上交通について、ポスターやパンフレットを作成し、配布・掲示を行うほか、ウェブ媒体等による情報発信を実施します。パンフレットの配布やポスター掲示等による周知は、令和6年3月初旬頃の開始を予定しています。

つきましては、下記の内容で水上交通を実施する事業者等を募集します。

### (1) 実施期間（予定）：

令和6年3月9日(土)から令和6年4月7日(日)まで

### (2) 対象事業：アまたはイに該当する事業

ア 内港地区と河川（大岡川、中村川、堀川、堀割川）を航行する事業

イ 横浜日ノ出棧橋（中区日ノ出町1丁目205、206番地先）、大岡川桜棧橋（中区日ノ出町2丁目166-1番地先）、ピア日本丸（西区みなとみらい2丁目1-1）等、大岡川水系に所在する親水施設を発着拠点とする事業

### (3) その他

ア ポスターやパンフレットに掲載する情報は、紙面スペースの都合により、すべての情報を掲載できない場合があります。応募者に確認を行った上で、最終的には委員会で調整し決定させていただきます。

イ 横浜日ノ出棧橋及び大岡川桜棧橋を利用する応募者については、社会実験として両棧橋の運営を行っている「一般社団法人大岡川川の駅運営委員会」への入会を検討してください。（※上記団体は、横浜市とともに、「初黄・日ノ出町地区親水施設の運営に係る社会実験」を実施しています。）

#### 4. 応募方法

- (1) 募集期間： 令和6年1月4日(木)～令和6年1月19日(金)
- (2) 応募書類： ①応募用紙【必須】  
②動力船事業については、運航船舶の「船舶検査済証」及び「不定期航路事業の届出等海上運送法に関する書類」の写し【該当する場合】
- (3) 応募書類の提出： メール又はFAXで以下の宛先に送付して下さい。

■よこはま都心部水上交通実行委員会事務局 横浜市都市整備局都心再生課  
担当：川崎（かわさき）・保下（ぼうした）  
FAX：045-664-3551 メール：tb-tosai@city.yokohama.jp

- (4) 参加条件： 「6.応募にあたっての留意事項」を参照して下さい。

#### 5. 実施内容の確認・調整等

応募者にヒアリング等を行い、水上交通の実施内容の確認と広報・PR内容の調整を行います。応募時に提出いただく書類及びヒアリングの結果等を踏まえながら、広報物作成の都合上、令和6年2月5日(月)までに広報・PR内容を確定させます。

#### 6. 応募にあたっての留意事項

応募にあたっては以下の留意事項を全て満たすことを条件とします。

- (1) 応募や水上交通の実施等にかかる費用負担、所管官庁との手続き等は、すべて事業者等で実施してください。
- (2) 海上運送法など関係法令を遵守し、所管官庁との調整を十分に行って下さい。
- (3) 大岡川桜棧橋や横浜日ノ出棧橋を利用する事業者等については、「初黄・日ノ出町地区親水施設利用規定」及び「一般社団法人大岡川川の駅運営委員会 会員規程」を、その他の事業者等についても「大岡川安全航行ガイド」を遵守して下さい。
- (4) 水上交通の運航にあたっては、事業者等の責任において乗降時の安全確保及び安全航行の徹底をはかってください。
- (5) 水上交通の実施において、第三者に直接的な損害が生じた場合、自己の責任と負担で解決して下さい。
- (6) 事業者等が関係法令に違反し、もしくは法令に対して著しく不適切である場合、河川工事その他公益上やむを得ない必要がある場合には、事業の中止を要請する場合があります。この場合、事業者等に対する補償は行いません。
- (7) 水上交通の終了後、水上交通のニーズ調査や広報・PRの効果検証のために、実施結果に関するヒアリングに協力していただきます。
- (8) 次に該当する団体等は応募できません。
  - ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
  - イ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
  - ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排

除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配  
法人等をいう。）であること

## **8. 問い合わせ先**

よこはま都心部水上交通実行委員会

事務局 横浜市役所都市整備局都心再生課 担当：川崎（かわさき）・保下（ぼうした）

TEL：045-671-4247 FAX：045-664-3551

メール：tb-tosai@city.yokohama.jp